

限度額適用・標準負担額減額認定の概要 - 44 44 44







【(1)低所得者の高額療養費の自己負担限度額および入院時食事(生活)療養費の標準負担額】

	高額療養費の自己負担限度額(※4)			入院時食事(生活)療養費の標準負担額			
	外来	外来+入院		入院時食事療養費(1食)		入院時生活療養費(※3)	
			多数該当 (※1)		長期入院 (※2)	食費(1食)	居住費 (1日)
①低所得者 (70歳未満)		35,400円	24,600円	240円	190円	240円	
②低所得者Ⅱ(70歳以上)	8,000円	24,600円		240円	190円	240円	370円
③低所得者 I (70歳以上)	8,000円	15,000円		110円		140円	

- ※ 1 診療月以前1年間に3回以上の高額療養費の支給を受けた(受けられる)場合は、多数該当となり4回目から 自己負担限度額が軽減されます。
- ※2 申請を行った月以前の1年間で、90日を超えて入院をされていた場合は、入院時食事療養費の標準負担額が 軽減されます。
- ※3 入院医療の必要性が高い方は、食費の負担は入院時食事療養費の標準負担額と同額に減額され、居住費の 負担はなくなります。
- ※ 4 保険外負担分 (差額ベッド代) などは、対象外となります。

【(2)低所得者について】

下記のいずれかに該当する場合は低所得者となり、自己負担限度額が軽減されます。

①低所得者 (7	70歳未満)	(%1)	・市区町村民税の非課税者である被保険者とその家族 ・低所得者の適用を受けることにより生活保護を必要としない被保険者とその被扶養者
②低所得者 II(7	70歳以上)	(※2)	・市区町村民税の非課税者である被保険者とその家族 ・低所得者 II の適用を受けることにより生活保護を必要としない被保険者とその被扶養者
③低所得者 I(7	70歳以上)	(※2)	・被保険者および被扶養者すべてが、収入から必要経費・控除額を引いた後の所得がない場合の 被保険者とその被扶養者 ・低所得者 I の適用を受けることにより生活保護を必要としない被保険者とその被扶養者

- ※1 標準報酬月額53万円以上の方は、低所得者の適用になりません。
- ※2 標準報酬月額28万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方は適用となりません。

【(3)入院時食事(生活)療養費にかかる標準負担額の減額について】

◎入院時食事療養費にかかる標準負担額の減額

入院した場合の食事については、食事にかかる一部負担(食事療養標準負担額といいます。)をすることで、 食事の提供を受けることができます。低所得者の方については、認定証を医療機関の窓口に提示することで、食 事療養標準負担額が適用されます。

◎入院時生活療養費にかかる標準負担額の減額

65歳以上の方で、療養病床に入院する場合は、生活療養にかかる費用のうち一部負担(生活療養標準負 担額といいます。)をすることで、食事や適切な療養環境の提供を受けることができます。低所得者の方について は、認定証を医療機関の窓口に提示することで、生活療養標準負担額が軽減されます。

【注意事項】

- ◎高額療養費支給申請書の提出が必要な方
 - ・医療機関等の窓口でお支払いされた自己負担額について、①受診月ごと、②受診者ごと、③医療機関ごとに区 別し、それらを更に④歯科と⑤医科の別、⑥入院と⑦外来の別という区分で見た結果、1つの区分で21,000円 以上に該当する場合。
 - ・軽減前の自己負担限度額が適用された場合
- ◎有効期限

申請月の初日(健康保険加入月に申請された場合は資格取得日)から最長で初めて到来する7月末日が有 効期限となります。

◎認定対象者について

本申請の認定対象者は上記「(2)低所得者について」に該当する方が対象となります。70歳未満の低所得者以 外の方は「健康保険限度額適用認定申請書」をご提出ください。また、70歳以上の現役並み所得者及び一般所 得者の方は「高齢受給者証」を提示することにより、医療機関の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなりま す。